

2024

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

令和6年4月号



毎月15日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
地域若者サポートステーションのご紹介	2
中小企業労働相談所のご利用について	3
「優秀勤労障がい者」知事表彰の推薦募集中！	4
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！	5
人材不足の課題を女性の活躍で解決！	6
アジア高度IT人材受入促進事業オンライン説明会開催チラシ	8
奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）助成対象者向けチラシ	10
労働委員会の窓（令和6年3月分）	12
「あのこの愛媛」愛媛県公式求人・移住総合情報サイトのご紹介	13
ひめボス宣言事業所認証制度について	15
お済みですか？「ひめボス認証」	19

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

企業の人材確保・定着に役立つ3つの認定制度のご案内（えるぼし・くるみん・ユースエール）	21
フリーランス・個人事業主の方へ！「フリーランス・トラブル110番」	23
フリーランス・事業者間取引適正化等法ポスター	24
職場での待遇に疑問を感じたら、労働局にご相談を ～チェックシートを使って確認しましょう～	25
賃金引上げ特設ページを公開中！ ～賃金引上げに向けた取り組み事例の紹介～	27
令和6年度両立支援等助成金のご案内 仕事と育児・介護等が両立できる"職場環境づくり"のために	29
ケアプラザ新居浜のご案内	33

その他の機関等からのお知らせ

ポリテクセンター愛媛：令和6年度7月期生の募集について	34
-----------------------------	----

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(離職者一人につき)
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(休業者一人につき)
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

地域若者サポートステーションのご紹介

愛媛県では、ニートと呼ばれる若者及び就職氷河期世代の職業的自立を支援する窓口として、

- えひめ若者サポートステーション（えひめサポステ）
 - 東予若者サポートステーション（東予サポステ）
- を設置しています。まずは一步、お気軽にご相談ください。



【支援対象】

15歳～49歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない方及びその保護者等

【支援内容】

- 個別相談・グループカウンセリング（相談員、臨床心理士によるものなど）
- 職業ふれあい事業（職場見学、社会見学、ボランティア活動など）
- ジョブトレーニング（ジョブトレーナー付き添いによる職場体験など）
- ワークショップ、セミナー（パソコン個別指導、ボイストレーニングなど）
- 保護者セミナー（親子ふれあい心理講座、わかりやすい交流分析など）
- 職場体験・職場チャレンジ事業（短期(3日程度)の職場体験、1か月の職場訓練など）

【設置場所など】

えひめ若者サポートステーション

- 住所：松山市湊町5丁目1番地1
いよてつ高島屋南館3階
- 利用時間：10時～18時（月～土曜日）
- 電話：089-948-2832
- E-mail：sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
- H P：http://www.i-esapo.jp/

※南予地域（宇和島市・八幡浜市・大洲市）では出張相談会を実施（10時～16時）

東予若者サポートステーション

- 住所：新居浜市繁本町8-65
（新居浜市市民文化センター内）
- 利用時間：10時～18時（月～金曜日）
- 電話：0897-32-2181
- E-mail：toyo-sp@mx.netwave.or.jp
- H P：http://www.i-tsapo.jp/

※今治市・西条市・四国中央市では出張相談会を実施（13時～17時）

中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、
中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0897-56-1300 （内線 465）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0898-23-2500 （内線 318） 0898-22-8598 （直通）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	089-909-8760 （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0895-28-6146 （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0894-22-4111 （内線 234）

「優秀勤労障がい者」知事表彰の推薦募集中！

○愛媛県では、「優秀勤労障がい者」の知事表彰を行っています。

愛媛県では、一般の事業所に勤務されている障がい者の方で、その障がいを克服し、「職業人」として活躍されている方を、「優秀勤労障がい者」として表彰し、そのご努力を広く県民に周知することで、ご本人をはじめ、障がい者の方の労働意欲の向上を図り、ひいては障がい者の雇用促進につなげたいと考えております。

○ご本人のためにもご推薦ください。

障がい者の方のこれまでのご努力に対する表彰であり、ご本人の励みにもなりますので、積極的なご推薦をお願いします。

推薦期限・・・令和6年8月16日（金）

推薦方法・・・「推薦書」に必要事項をご記入の上、障害者手帳又は療育手帳のコピーを添付して、下記住所宛てにご郵送ください。（推薦書の様式は、県のHPに掲載しています。検索→「愛媛県 優秀勤労障がい者知事表彰」）

※ 推薦いただいた方全員が表彰されるものではありません。なお、受賞された方のみご連絡いたしますのでご了承ください。

※ これまでに推薦いただいた方で、未受賞の方を、再度、推薦いただくことも可能です。

※ 同一事業所からの受賞者は、各年度1名のみとなりますのでご了承ください。

推薦に当たっては、必ずご本人の了解を得て、推薦してください。

また、受賞者は表彰式の後、県のホームページ等で、氏名・勤務先が公表されますのでご了承ください。

○表彰式があります。（予定）

詳細が決まりましたら、別途、県ホームページ等でお知らせします。

本表彰の趣旨をご理解いただき、積極的なご推薦をお願いいたします。

（お問合せ先、推薦書送付先）

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県労政雇用課

TEL：089-912-2502 FAX：089-912-2508 E-mail：rouseikoyou@pref.ehime.lg.jp

「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！

《概要》

愛媛県では、女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるように、「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」を展開中！

本プロジェクトでは、「事業者向け支援」、「女性求職者向け支援」、「紹介予定派遣制度を活用した支援」の3つの支援を通じて、女性の良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保をサポートします。

《プロジェクトの内容》

【事業者向け支援】

- ダイバーシティセミナー（ZOOM オンライン開催）
- 中小企業診断士等の専門家派遣

【女性求職者向け支援】

- キャリアアップ者の職場復帰支援セミナー
- 県内企業の魅力発見セミナー
- 職場見学
- マッチング交流会

【紹介予定派遣制度を活用した支援】

- 就職に必要なビジネススキル等の習得支援
- キャリアコンサルタントによる職業相談
- 人材マッチングの支援



《専門家派遣による受入環境整備支援のご案内》

丁寧なヒアリングで貴社に合った専門家を派遣します！

お申し込み

お申し込みは下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

ヒアリング

課題等を事務局が御社へ伺いヒアリング。

マッチング

ヒアリングの結果をもとに専門家、支援内容を決定。

支援実施

専門家が策定した支援計画をもとに伴走型支援で課題を解決。

【お問い合わせ先】（TEL）089-947-0038 （メール）ehime-seikikoyou@crie.co.jp



専用サイト

[https://ehime-
joseikoyoushien.jp](https://ehime-
joseikoyoushien.jp)



公式LINE

LINE 公式アカウントで本プロジェクトの最新情報を発信

えひめの女性おしごと応援プロジェクト

人材不足の課題を

女性の活躍で 解決！



意欲ある女性がその能力を発揮して県内で正社員として活躍できるよう、研修・カウンセリング及び紹介予定派遣制度を活用したマッチング支援を行うことにより、良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保を応援します。



企業・事業者向け支援

企業・事業者

参加

- ・ダイバーシティセミナー
- ・専門家派遣による受入環境整備支援

女性求職者向け支援

女性求職者

参加

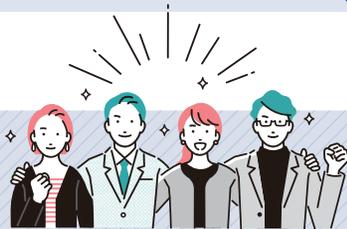
- ・県内企業の魅力発見セミナー
- ・キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー
- ・職場見学・マッチング交流会

紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

キャリアコンサルティング

人材マッチング支援



人材確保・良質な雇用環境

詳細は裏面をご覧ください ➡

● 支援一覧

企業・事業者向け支援

ダイバーシティセミナー

女性活躍等に取り組む企業に所属の方を講師に迎え、女性活躍の必要性やメリット、ノウハウ等を学ぶセミナーを開催。

専門家派遣による受入環境整備支援

中小企業診断士等の専門家を派遣し、求職者のニーズにあった求人要件の設定や就労環境整備の実現に向けたアドバイスをおこなうなど、女性が活躍できる受け入れ環境を整備するための伴走支援を実施。



女性求職者向け支援

県内企業の魅力発見セミナー

就職・転職を希望している女性求職者を対象に、県内企業の魅力をPRするセミナーを開催。

キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー

子育てや介護等により、キャリアにブランクが生じている女性求職者を対象に、円滑な職場復帰を支援するためのセミナーを開催。

職場見学・マッチング交流会

就労先で働くイメージを醸成し、職場の雰囲気を体感できる職場見学や、企業のご担当者様と求職者の交流会を実施。



紹介予定派遣制度を活用した支援

人材育成プログラムの提案

研修プログラム等を活用し、就職に必要なビジネススキル習得の支援を行います。

人材マッチング支援

求人企業の人材ニーズをヒアリングし、事業に参加する女性求職者との適切なマッチングを実施致します。

キャリアコンサルティング

専任のキャリアコンサルタントが求職者の方の適性や希望に合った就労へと繋げるため、きめ細やかな職業相談を行います。



本事業の紹介予定派遣のメリットについて

紹介予定派遣とは？

紹介予定派遣とは、派遣期間終了後に本人と派遣先企業双方の合意のもと、直接雇用を結ぶことを前提とした働き方です。

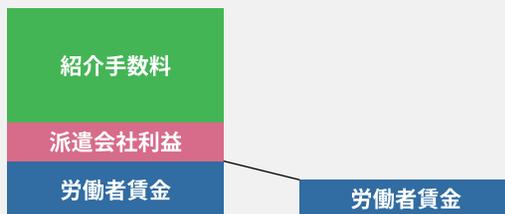
本事業の紹介予定派遣のポイント

有料職業紹介とは異なり、約2か月の派遣期間を通して求職者の適正を判断することができるため、直接雇用後のミスマッチを軽減することができます。また、本事業を活用することで、通常の紹介予定派遣と比べて負担費用が少なくなります。

本事業における紹介予定派遣の比較

通常の紹介予定派遣の場合

本事業をご利用した場合



ご紹介例

労働者賃金：1,100円・派遣会社利益：600円（ご請求単価：1,700円）
月間労働時間 160時間かつ正社員後の仮定年収：250万円の場合

採用費用 採用方法	派遣料金	紹介手数料	計
本事業における紹介予定派遣	176,000円 ※1	手数料なし ※2	176,000円
通常の紹介予定派遣	544,000円	750,000円	1,294,000円
有料職業紹介		750,000円	750,000円

※1：派遣料金は、労働者賃金の1/2の金額負担のみとなります。

賃金 1,100円 × 派遣期間 2か月（320時間） × 1/2 = 負担賃金 176,000円

※2：紹介手数料が不要となります。（紹介手数料は仮定年収の30%で試算）

ご請求単価は職種・職務内容によって変わります。詳しくはお問い合わせください。

本事業の紹介予定派遣サービス お申込みの流れ

- STEP1** 求人ヒヤリング
求人サイトへ掲載
- STEP2** 求職者の人選
- STEP3** 求職者のご提案
選考開始（書類選考・面接・適性検査）
- STEP4** 内定承諾後、契約手続き
入社
- STEP5** 約2ヶ月の試用期間後（派遣契約）
両者同意の上、正社員切り替え

※派遣期間2ヶ月は目安です。期間は相談に応じます。

参加申し込み・お問い合わせ

下記「電話」「メール」「WEB」にてお気軽にご連絡ください。

電話

089-947-0038

平日（月曜～金曜）9時00分～17時30分

E-mail

ehime-seikikoyou@crie.co.jp

WEB

https://ehime-joseikoyoushien.jp/



主催：



運営事業者

事務局 | 受託会社：株式会社クリエアナブキ

〒790-0003 松山市三番町4-9-6 NBF松山日銀前ビル2階（株式会社クリエアナブキ内） | URL: https://www.crie.co.jp/

IT人材不足で
獲得が難しい…

なかなか
定着しない…

一定の能力のある
IT人材を採用したい！

企業の発展のために
IT戦略を図りたい！

企業のIT人材不足の悩みを アジア高度IT人材で 解決！

令和6年度 愛媛県アジア高度IT人材受入促進事業

オンライン説明会開催

参加
無料

愛媛県内企業のIT人材不足を解消するため、ネパールのトップクラスの大学を卒業し、ITスキルを習得した優秀なIT人材を紹介。日本語教育をはじめ入社後も定着・活躍していけるよう徹底サポート！

IT人材採用にお困りの人事ご担当者さまや、企業成長戦略・経営力の強化を図りたい経営者のみなさまは、ぜひオンライン説明会にご参加ください。

開催日

※①～③は同内容です。いずれかご都合の良い日時を選んでお申し込みください。

① 4/17 (水) | ② 4/22 (月) | ③ 5/9 (木)

開催時間 | 13:30～15:00 | 申込締切 | 前日の18:00まで

説明会 内容

(1時間30分/回)

- ① 開会あいさつ
- ② 事業概要
- ③ ターゲット国ネパールのIT人材及び現地の日本語教育について
- ④ 本事業を通じてIT人材を採用した事例
----- 休憩10分 -----
- ⑤ 事業参加メリット (昨年度からの改善点)
- ⑥ 入社までの流れ
- ⑦ 参加希望される場合のお願い

対象企業

愛媛県内に本社、支社、支店、事業所等がある企業・団体

対象職種

プログラミング言語を扱うIT系エンジニア
(Web系、基幹系、制御系のSEやPG、社内SEなど)

お申し込み
方法

URLまたは二次元コードからお申し込みください

<https://www.asia-ehime.jp/>



お問い合わせ先

アビリティセンター株式会社 グローバル採用チーム

TEL. 0897-34-2590【担当】
王、クオン、ジョシュア

対応
時間

9:00～18:00
(祝日を除く月～金)



IT人材不足を解消し、愛媛県企業の経営力を向上!

デジタルトランスフォーメーション (DX)の機運が高まる中、全国的にIT人材の需要は急速に高まっており、IT人材不足は深刻化すると考えられています。そこで「愛媛県アジア高度IT人材受入促進事業」では、IT人材を必要としている愛媛県内の企業に、ネパールの優秀なIT人材のマッチングなどの支援を実施。企業のIT人材不足を解消し経営力を向上させることで、愛媛県の地域経済の活性化に貢献します。

募集人材

〈対象国〉
ネパール連邦民主共和国

〈対象人材〉
現地トップクラス校のトリバン大学
Institute of Engineering (IOE)、
カトマンズ大学等の理系人材
【コンピュータ工学、情報工学等を学んだ既卒者(5年以内)】

〈採用人数〉
令和6年度は
全体で**20名**まで

事業実績

令和4年度は、**11社**の愛媛県内企業が、合計**14名**の高度IT人材を採用しました。
令和5年度は、**9社**の愛媛県内企業が、合計**15名**の高度IT人材を採用しました。

費用

1名採用につき45万円(税込)

事業の特長

他、さまざまなサポートを実施します!



優秀なIT人材を採用可能

2025年4月入社の人材を、面接による選考のうえ、採用することができます。
1名採用につき5名面接可能。



あらゆる手続きを一貫サポート

外国人材採用に慣れていなくても、募集や日本語教育、在留資格取得(ビザ申請)、渡航手続きなどしっかりサポートします。



効率的な日本語教育を実施

内定後、基本的な日常生活に必要な日本語能力(N3程度)を目標に日本語教育を実施。また、愛媛県で暮らすうえで必要な情報・知識も学習します。



「入社」ではなく「定着・活躍」がゴール

来日後も定着支援企画などのアプローチで定着率を上げる取り組みを行い、企業の生産性や業績を向上させます。

入社までの主な流れ

内定者は8月中旬以降より現地にて日本語教育を開始、600時間の教育で基本的な日常生活に必要な日本語能力(N3程度)まで引き上げます。



詳しい事業内容はオンライン説明会にてご案内します。ぜひご参加ください。

アビリティ・フォースバレー共同企業体



愛媛県と県内企業が共同で
奨学金の返還を支援！

最大**141.1**万円
最長**7**年間助成

助成対象者を募集します

(愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 IT人材確保枠)

● 本制度の対象となる方

本制度の対象となる方は、以下の**全ての要件に該当**する方とします

- ① 日本学生支援機構の**第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- ② 情報処理推進機構が定める**ITスキル標準レベル2以上**の情報処理技術者試験に合格している方
- ③ 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する、卒業前年次若しくは卒業年次の方
又は 既卒者で**登録企業への就職を希望する方**（応募時点で登録企業に雇用されている方を除く）

● 制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌年9月分）の**奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額**とし、**最長7年間助成**します。（最大141.1万円）
- 助成額は、原則として日本学生支援機構に支払います（返還期間が短くなります）。

● 助成までの流れ



認定申請

申請書、履歴書、奨学金貸与証明書、資格試験の合格証明書を愛媛県に提出してください
(様式は県HPに掲載しています)



就職活動

各企業の募集案内に基づいて採用選考を受験してください
(就職先が決定した場合は、県に報告してください)



登録企業へ就職 継続して就業

本制度への登録企業に就職し、1年間（10月～翌年9月）奨学金を返還し、継続して就業した場合、助成の対象となります



交付申請

県からの案内に基づいて、交付申請書や勤務先企業の在籍証明書等を提出してください



助成

県と企業が拠出した基金から、日本学生支援機構に助成額を支払います（返還期間が短くなります）

※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承が得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。
(ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります)

志望業種・企業が決まっていなくても、まずは申請を！

● 本制度に関するお問い合わせ ●

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

TEL: 089-912-2506 E-mail: sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

HP: <https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>

愛媛 IT奨学金

検索



登録企業一覧

（令和6年2月29日時点・五十音順）

会社名称	市町	産業分類	主な採用予定職種							リモートワーク制度	
			プログラマー	システムエンジニア	ネットワークエンジニア	データベースエンジニア	サーバーエンジニア	コンサルタント IT	プロジェクトマネージャー		その他
株式会社アイムービック	松山市	情報通信業		●							有り
株式会社伊予エンジニアリング	松山市	情報通信業	●	●						●	有り
株式会社 いよぎんコンピュータサービス	松山市	情報通信業	●								－
株式会社NPシステム開発	松山市	情報通信業	●	●	●	●	●				－
株式会社オフィス・クラフト	宇和島市	情報通信業	●	●	●	●	●	●	●		有り
株式会社コモテック	松山市	情報通信業	●	●		●	●	●	●		－
株式会社シスディブリンク	西条市	情報通信業	●	●		●		●	●		－
システムアーク株式会社 四国支店	松山市	情報通信業	●	●	●	●			●		－
株式会社 システムサポートサービス	松山市	情報通信業	●	●							有り
株式会社瀬戸内	今治市	専門・技術サービス業	●	●			●	●	●		有り
ソフトサイエンス株式会社	松山市	情報通信業	●	●					●		－
株式会社タイワ	新居浜市	情報通信業	●								有り
株式会社ひめぎんソフト	松山市	情報通信業	●	●	●	●					有り
フェイス・ソリューション・ テクノロジーズ株式会社松山支店	松山市	情報通信業	●	●							有り
福助工業株式会社	四国中央市	製造業	●	●							－
株式会社ユイ・システム工房	松山市	情報通信業	●	●				●			有り

労働委員会の窓（令和6年3月分）

《会議関係》

- 3月8日 第1334回愛媛県労働委員会公益委員会議
「令和6年度労働委員専門相談の担当委員割当について」など3件
- 3月22日第1229回愛媛県労働委員会総会
「事務局職員人事異動内示に伴うあっせん員候補者の委嘱について」など7件

《集团的労使紛争関係》

- 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不)第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中

《個別的労使紛争関係》

- あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん回数	終結状況
5年個別第1号	福祉業	雇用契約書に基づく業務等の内容での復帰	R5.10.16 労働者	1回	解決
6年個別第1号	医療業	退職金・解雇予告手当・慰謝料等の支払い	R6.2.28 労働者	-	係属中

- 労働相談

	相談者数	相談件数
3月	32	62
累計(4月～)	320	601

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地
メールアドレス roudouin@pref.ehime.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirou/>



求人のお困りごとはこれで解決！

愛媛県 **公式** 求人・移住総合情報サイト

あのこの **愛媛**

あの街、この町で、はたらこう

年間アクセス
20万件以上!!

求人のお困りごとにはありませんか？

- 応募がない...
- 掲載にお金をかけたくない...
- 応募者管理が大変...



3つの **メリット**

メリット 1

登録→採用まで費用は **無料**

メリット 2

県公式サイトで **安心**

メリット 3

登録から求人掲載まで **簡単**

登録はコチラから

あのこの愛媛



<https://ano-kono.ehime.jp/>



「あのこの愛媛」は県内の求人情報を**全国**に届けます！

Point 

県外からのアクセス数は約 **7** 割！

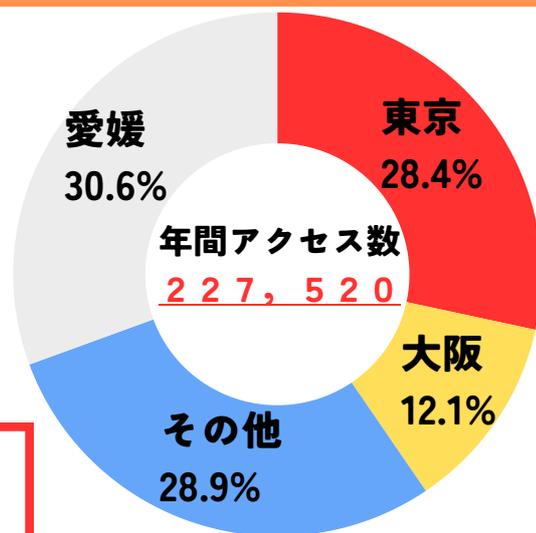
Point 

令和4年度 約 **7000** 人



が愛媛県に移住しています

県外からの人材を獲得する機会が
あのこの愛媛にはあります！



令和4年度あのこの愛媛
地域別アクセス数

求人掲載まではたったの **3** ステップ 

Step1 あのこの愛媛から利用申請

URL または二次元コードからアクセス！

<https://ano-kono.ehime.jp/st/register>

もしくは **あのこの愛媛**  で検索

事務局で事業者登録後、アカウントを発行します。



Step2 管理画面にログイン

初回ログインに関するメールが届きますので

案内に従ってログインしてください。



Step3 求人情報を作成し、情報を公開

求人情報の編集や公開/非公開の切替えは、

管理画面からいつでも変更可能です。

そして 求人に応募があったら

ご登録のメールアドレスにお知らせメールが届きます。

管理画面で応募者情報を確認し、応募者へご連絡ください。

選考後の採否結果の登録をお願いします。

操作にお困りのときは、サービスカウンターにご連絡ください！



anokono@hr-s.co.jp



<https://ano-kono.ehime.jp/st/faq/>

問い合わせ
フォーム



令和5年度よりスタートした “ひめボス宣言事業所” 認証制度

若年層の転出超過の解消に向け、
愛媛県が女性活躍や仕事と家庭の両立支援など
積極的に取り組む企業を認証し、
すべての人がいきいきと働ける環境づくりと
企業の成長をバックアップします。

認証事業所数
現在
203社
(※2024年3月6日時点)



HIMEBOSS

ひめボス

2024年度

(令和6年度)

働く人に笑顔を。
企業に成長を。



このままだと...

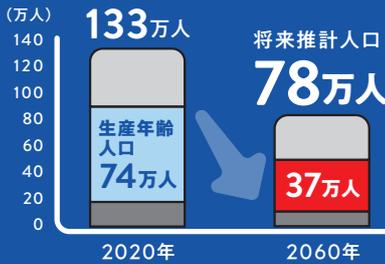
ひめボス促進の効果もあり

ひめボス宣言事業所認証制度の目的

人口減少は、企業経営や事業継続に
大きな影響を及ぼします。

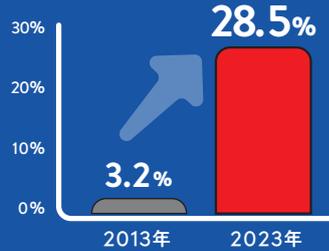
愛媛県の人口減少は、このまま何も対策を行わなければ、
2020年からの40年間で4割減となり、約78万人にまで減少
すると見込まれています。※ 地域が持続的に成長していくた
めには、雇用の場を提供する県内企業・事業所が、すべての
労働者にとって魅力的であるとともに、個人のライフステージ
の希望を叶えることが重要であると考えます。

愛媛県の総人口は
2060年に
4割減少



■ 0~14歳 ■ 15~64歳 ■ 65歳以上
※2020年「国勢調査」に基づき愛媛県が算出

県内企業の
男性の育児休業
取得率は
28.5%にUP!



出典：R5愛媛県「仕事と家庭の両立支援に
関する雇用環境調査」

みんなが活躍できる職場へ、 みんなに選ばれる企業へ。

愛媛県内企業が性別を問わず「選ばれる企業」として魅力的な職場へ変革・成長できるよう、女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる企業等を認証する制度です。



スーパー プレミアム認証 (上位認証)

認証に対する **奨励金**
※2
100万円

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の
企業が奨励金支給対象

スーパープレミアム認証に必要な要件

1~4の要件を2つ以上(301人以上の企業は3つ以上)/5及び6の要件は必須

1	直近の事業年度 女性正社員の割合	国の平均値以上 または 4割以上 ※1
2 いずれか	直近の事業年度 女性正社員の平均継続勤続年数	国の平均値以上 ※1
	直近の事業年度 女性の平均継続勤続年数 (雇用管理区分ごと)	男性の 7割以上
3	直近の事業年度 女性管理職の割合	国の平均値以上 ※1
4 いずれか	直近の三事業年度 非正規女性の正社員転換	転換後 6箇月以上
	直近の三事業年度 離職した女性の正社員再雇用	再雇用後 6箇月以上
5	直近の事業年度 出産した女性の就業継続率	80%以上
6	直近の事業年度 男性の育児休業取得率	100%

※1 国の平均値/女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値 ※2 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。なお、奨励金は過年度に交付した回数を含め、1回限りの支給。2023年3月末までに旧制度のひめボス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合には、20人未満の事業所であっても支給対象。



基本認証

1~4の要件を
すべて満たすこと

基本認証に必要な要件

1	ひめボス事業所宣言書の提出	
2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	
4	育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備	

実績に対する奨励金

2024年度(令和6年度)奨励金メニュー

最大 **20万円**

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の企業が
奨励金支給対象

※3 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。奨励金の交付限度額は過年度に交付した額を含め最大20万円とする。2023年3月末までに旧制度のひめがス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合は、20人未満の事業所であっても支給対象。

パターン1

女性活躍推進メニュー
A~Eのいずれか1つ **10万円**

仕事と家庭の両立
支援メニュー
F~Jのいずれか1つ **10万円**

パターン2

女性活躍
推進メニュー
A~E

仕事と家庭の
両立支援メニュー
F~J

働き方改革
メニュー
K・L

A~Jの
いずれか1つ **10万円**

+ K・Lの
いずれか1つ **10万円**



※4 働き方改革メニューは単独での奨励金支給不可。A~Jのいずれか1つとセットで達成することが条件。

女性活躍推進メニュー

A



出産・育児・
介護で離職した
女性の
再雇用

RENEWAL!

B



更衣室等
女性専用の
施設整備及び
女性採用増加

C



女性採用
説明会の開催
及び
女性採用増加

D



リカレント
教育制度の
創設及び
取得実績

E



女性管理職
(係長相当職以上)の
割合が
20%以上

NEW!

A~Eのいずれか1つ
奨励金 **10万円**

仕事と家庭の両立支援メニュー

F



男性の
育児休業等の
通算28日以上

G



男性の
育児休業
取得率100%
(取得者2人以上)

H



法定を上回る
両立支援の勤務・
休暇制度整備
及び取得実績

I



保育環境の
整備

NEW!

J



育児休業中の
応援手当または
代替人員の
確保

NEW!

F~Jのいずれか1つ
奨励金 **10万円**

働き方改革メニュー ※働き方改革メニューは、単独での申請不可

K



所定外労働の
削減

NEW!

L



柔軟な
働き方の実現
(フレックスタイム、
テレワーク、副業、
兼業など)

NEW!

K・Lのいずれか1つ
+ A~Jのいずれか1つとセット
奨励金 **20万円**



申請はこちら

ひめボスポータルサイトより
申請を受け付けています
(メールや書面での申請も可)

認証奨励金種類	2024年度締切
奨励金スーパープレミアム認証	2025年1月31日
基本認証	2025年3月14日

※申請締め切りは予告なく変更になる場合がございます。最新情報は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。

認証フロー

20~300人
常時雇用する労働者

20人未満または
300人以上
常時雇用する労働者

愛媛県内企業

申請・取得



基本認証

奨励金
最大
20万円

認証申請



スーパー
プレミアム

認証取得

奨励金
100万円

申請から取得までの目安

- 基本・上位認証
- 申請から認証まで約1か月
- 奨励金
- 申請から支払いまで約2~3か月

認証の支援

コンサルタント(社会保険労務士)によるサポートを、
無料で受けることができます

基本認証
取得支援

(一般事業主行動計画策定)

4 支援回数
回まで

2 訪問支援
回まで
(オンライン可)

2 電話支援
回まで
(メール含む)

スーパー
プレミアム
認証取得支援

5 支援回数
回まで

2 訪問支援
回まで
(オンライン可)

3 電話支援
回まで
(メール含む)



申請内容や申請方法について

訪問による説明・認証支援について

お問い合わせ先

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)
メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

平日9:00~17:00
(年末年始12/29~1/3休業)

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
(一般社団法人愛媛県法人会連合会内)
メール:himenowa02@csc-ehime.jp

089-933-2660

promote diversity
in Ehime



HIMEBOSS

ひめボス

急速に進む人口減少。この状況下で地域が持続的に成長していくために、女性活躍及び仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所を、愛媛県が強力に後押し。2年目となる「ひめボス宣言事業所認証制度」を通して魅力的な事業所を増加させ、オール愛媛体制で、誰もが能力を十分に発揮し、多様な働き方ができる環境が、当たり前になる愛媛県を目指します。

「愛媛ダイバーシティ」に待ったなし。
改革の加速に、動き出した2年目。

「ひめボス認証」

お済みですか？

加速する改革、増える認証事業所。



まずは気軽に
お問合せ

<お問合せ受付>
平日9:00~17:00
(年末年始12/29~1/3休業)

申請内容や申請方法について

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)
メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

訪問による説明・認証支援について

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
(一般社団法人愛媛県法人会連合会内)
メール:himenowa02@csc-ehime.jp

089-933-2660



★：スーパープレミアム認証取得(業種別/50音順)

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 少子化対策・男女参画室

- 製造業**
- 葵機工(株)
 - 浅川造船(株)
 - 朝日共販(株)
 - (株)アテックス
 - (株)あわしま堂
 - イトマン(株)
 - ウダカエンジニアリング(株)
 - エリエールプロダクト(株)
 - エリエールペーパーテクノロジー(株)
 - (株)大石工作所
 - (株)栗之浦ドック
 - サンヨー食品(株)
 - (株)四国シキシマパン
 - 四国乳業(株)
 - JAえひめアイパックス(株)
 - ジャスティン(株)★
 - (株)新来島どっく
 - シンワ(株)
 - 住友重機械プロセス機器(株)
 - セキ(株)
 - (株)セラテック
 - CELCOJAPAN(株)
 - 仙味エキス(株)
 - ダイオーエコワーク(株)
 - ダイオーエンジニアリング(株)
 - 大王製紙(株)
 - 西染工(株)
 - 萩尾機械工業(株)
 - 八水蒲鉾(株)
 - 服部製紙(株)
 - (株)ピージョイ
 - (株)ヒカリ
 - 補助工業(株)
 - (株)フジコン
 - (株)松山機工工業
 - (株)マルカワ★
 - 丸菱ペーパーテック(株)
 - 三浦工業(株)
 - 三木特種製紙(株)
 - (株)三好鉄工所
- 情報通信業**
- (株)あいテレビ
 - RNBコーポレーション(株)
 - (株)いよぎんコンピュータサービス
 - (株)エス・ピー・シー
 - (株)エヌ・ティ・ティ・データ四国
 - (株)愛媛CATV
 - (株)愛媛新聞社
 - (株)愛媛電算
 - (株)えひめリビング新聞社
 - サイボウズ(株)
 - 佐川印刷(株)★
 - Sky(株)
 - 南海放送(株)
 - (株)ビット
 - (株)ファインデックス

- 建設業**
- (株)愛亀
 - 安藤工業(株)
 - (株)一宮工務店
 - 井原工業(株)
 - (株)大竹組
 - (株)川下建設
 - (株)かわにし
 - 向成建設(株)
 - 重松兄弟設備(株)
 - 四国竹林塗装工業(株)
 - 神野電気(株)
 - 大和リース(株)
 - (株)DAD
 - 富永建設(株)
 - (株)長浜機設
 - 尾藤建設(株)
 - (株)風土
 - (有)松本組
 - (株)よしだ
 - (株)渡辺建設
- 卸売業・小売業**
- アカマツ(株)
 - (株)アスティス
 - 石崎商事(株)
 - (株)伊予鉄高島屋
 - 愛媛飼料産業(株)
 - 愛媛トヨペット(株)
 - (株)キノ
 - サトー産業(株)
 - 四国スバル(株)
 - 太陽石油販売(株)
 - 大黒工業(株)
 - (株)高橋米商店
 - 高松石油(株)
 - (株)南予ピージョイ
 - (株)日東物産
 - (株)フジ
 - (株)モバイルコム
 - (株)ヨンキュウ
 - (株)レディ薬局
- 運輸業・郵便業**
- 伊予鉄タクシー(株)
 - 伊予鉄道(株)
 - 伊予鉄バス(株)
 - 宇和島自動車(株)
 - 桑原運輸(株)
 - (株)瀬戸内しまなみリーディング
 - ダイオーロジスティクス(株)
 - ベガサス運輸(株)
- 教育・学習支援業**
- (大)愛媛大学
 - (学)聖カタリナ学園
 - (学)新田学園
 - (学)松山東雲学園
 - (学)松山聖陵学園
 - (学)松山大学
 - やまもと学習サポート教室

- サービス業**
- (株)イナミコーポレーション
 - 伊予鉄総合企画(株)
 - (株)ANAエアサービス松山
 - 愛媛県国民健康保険団体連合会★
 - 愛媛県商工会連合会
 - (一社)愛媛県法人会連合会
 - (一社)えひめ若年人材育成推進機構
 - 愛媛たいき農業協同組合
 - (株)カスタマーリレーションテレマーケティング
 - (株)カナン・ジオリサーチ
 - 共立自動車(株)
 - (株)建設マネジメント四国
 - 大王製紙保安検査システム(株)
 - (株)長崎商事
 - 富士通コミュニケーションサービス(株)
 - (特非)ワークライフ・コラボ
- 学術研究・専門・技術サービス業**
- (株)小笠原工務所
 - (有)清水式真金研究所
 - 住重アテックス(株)
 - (株)ミズキコンサルタント
- 医療・福祉**
- (医)愛寿会
 - (福)愛美会
 - (株)アクト企画
 - (株)アルティザン
 - (福)今治市社会福祉協議会
 - (福)今治福祉施設協会
 - (株)エイジングウェル
 - (福)愛媛県社会福祉事業団
 - (公財)愛媛県総合保健協会
 - (医)かとう歯科医院
 - さくぞのケアパーク(株)
 - (医)栗整整形外科病院
 - (福)来島会
 - (株)ケアジャパン
 - (株)ココロココ
 - (福)三恵会
 - (福)四国中央市社会福祉協議会
 - (医)社団更生会
 - (株)ジャックと豆の木園
 - (株)シルバーケアサービス
 - (福)正和会
 - (福)西予総合福祉会
 - (福)泰斗福祉会
 - (福)新居浜市社会福祉協議会
 - (株)華桔梗
 - (株)響
 - (福)福角会
 - (医)北斗会 大洲中央病院
 - (福)松山市社会福祉協議会
 - (医)松山ハートセンター
 - (福)御荘福祉施設協会
 - (福)八幡浜市社会福祉協議会
 - (福)悠々会
- 宿泊業・飲食サービス業**
- エリエールフーズ(株)
 - (株)古湧園
 - (株)ホテル椿館
 - (有)大和屋本店旅館

- 生活関連サービス業・娯楽業**
- 石田クリーニング(株)
 - エリエールライフ(株)
 - (株)エリエールリゾートゴルフクラブ
 - (株)レスパスコポレーション
- 電気・ガス・熱供給・水道業**
- 四国ガス(株)
 - 四国電力(株)
 - 四国電力送配電(株)
 - 正起ガス(株)
- 金融業・保険業**
- アフラック生命保険(株)
 - (株)伊予銀行
 - (株)愛媛銀行
 - 愛媛信用金庫
 - 愛媛県信用農業協同組合連合会
 - 東予信用金庫
 - (株)ゆうちょ銀行
- 不動産業・物品賃貸業**
- (株)伊予鉄グループ
 - (株)日本エイジェント
- 農業・林業**
- 久万広域森林組合
- 複合サービス事業**
- うま農業協同組合
 - えひめ中央農業協同組合
 - えひめ南農業協同組合
 - 越智今治農業協同組合
 - 東宇和農業協同組合
 - 松山市農業協同組合
- 公務(市政順)**
- (公財)えひめ女性財団
 - 愛媛県
 - 愛媛県教育委員会
 - 愛媛県警察本部
 - 松山市
 - 今治市
 - 宇和島市
 - 八幡浜市
 - 新居浜市
 - 西条市
 - 大洲市
 - 伊予市
 - 四国中央市
 - 西予市
 - 東温市
 - 上島町
 - 久万高原町
 - 松前町
 - 砥部町
 - 内子町
 - 伊方町
 - 松野町
 - 鬼北町
 - 愛南町

ひめボスポータルサイトより申請を受け付けています▶▶▶



えひめひめボス
ポータルサイト



メールや書面での申請も可能です。最新情報、詳細は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。



企業の人材確保・定着に役立つ 3つの認定制度のご案内 (えるぼし・くるみん・ユースエール)

厚生労働省は、雇用管理の改善に取り組む事業主の皆さまを支援する3つの認定制度を設けています。認定を取得すると、働きやすい職場環境の整備につながり、企業の魅力向上や人材確保・定着などに役立ちますので、ぜひご検討ください！

えるぼし認定制度

女性活躍推進

「女性活躍推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のための取組の実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。

えるぼし認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる*
- 公共調達で加点評価が得られる* ※詳しくは裏面ご参照ください



女性活躍推進法特集ページ

検索

くるみん認定制度

子育てサポート

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「トライくるみん認定企業」として認定します。不妊治療と仕事との両立支援に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。

くるみん認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- くるみん助成金（300人以下の企業）が受けられる
<https://kuruminjosei.jp/>
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる*
- 公共調達で加点評価が得られる* ※詳しくは裏面ご参照ください



両立支援のひろば

検索

ユースエール認定制度

若者の採用・育成

「若者雇用促進法」に基づく認定制度。若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。

ユースエール認定制度のメリット

- ハローワーク等での重点的PRの実施
- 認定企業限定の就職面接会等に参加できる
- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる*
- 公共調達で加点評価が得られる* ※詳しくは裏面ご参照ください



若者雇用促進総合サイト

検索

日本政策金融公庫の融資を受ける際 認定企業は、金利の引き下げ対象となります

認定企業は、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、基準利率から引下げを受けることができます。

働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）

資金使途	働き方改革実現計画を実施するために必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	7億2,000万円（長期運転資金は2億5,000万円まで）
返済期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）、運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
利率	基準利率からの引下げ幅は、認定の種類によって異なります。 また、使途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されるほか、利率は金融情勢で変動します。詳しくは、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

注1）融資の対象は、業種と企業規模で一定の要件があります。詳細は日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）でご確認ください。また、審査の結果、融資の希望に添えないことがあります。

注2）働き方改革推進支援資金の申し込みには、株式会社日本政策金融公庫への申請が必要です。詳細は、以下のURLを参照するか、日本政策金融公庫へお問い合わせください。
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html>



認定企業は、公共調達で加点評価の対象となります

各府省が価格以外の要素を評価する調達※1で公共調達を実施する場合は、認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（H28.3.22 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に示されています。

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、認定企業などのワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定し、評価項目が総配点に占める評価割合を定めます※2。

内閣府が示している参考配点例

評価項目	認定等の区分		総配点に占める割合（%） （評価の相対的な重要度等に応じ配点）※3			
			12% の場合	10% の場合	7% の場合	5% の場合
ワーク の推 進に 関す るバ ラン ス等	女活法	プラチナえるぼし	12	10	7	5
		えるぼし3段階目	10	8	6	4
		えるぼし2段階目	8	7	5	3
		えるぼし1段階目	5	4	3	2
		行動計画	2	2	1	1
	次世代法	プラチナくるみん	12	10	7	5
		くるみん（R4改正後）	8	7	5	3
		くるみん（R4改正前）	7	6	4	3
		トライくるみん	6	5	4	3
		くるみん（H29改正前）	5	4	3	2
若者法	ユースエール	9	8	5	4	

※1 価格以外の要素を評価する調達とは、総合評価落札方式または企画競争による調達をいいます。

※2 配点割合も含めた加点評価の詳細は、契約の内容に応じ、公共調達を行う行政機関が定めます。

※3 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高いもので加点が行われます。

<お問い合わせ>

●えるぼし認定制度・くるみん認定制度：都道府県労働局 ●ユースエール認定制度：都道府県労働局、ハローワーク



フリーランス・個人事業主の方へ!

(スタイリスト・習い事講師・データ入力・フォトグラファー・エンジニアなど)

弁護士に 無料相談 できます!

フリーランス・トラブル110番



こんなトラブルで悩んでいませんか?



あいまいな契約

報酬が明示されない状態での作業進行、口頭でのやり取りばかりで契約書がない、修正の繰り返しで作業が完了しない。

ハラスメント

精神的な攻撃や契約にない作業の強要、一方的な契約の解消などのパワハラ行為。
セクハラ行為。

報酬の未払い

報酬の未払いや一方的な減額、報酬期限の引き伸ばし。
納品後のクライアント会社の倒産、音信不通。

弁護士による**和解あっせん手続**で**ワンストップで解決**することができます!

- ☑ 弁護士が対応
- ☑ 秘密厳守
- ☑ 匿名相談可
- ☑ 対面・Web相談可
- ☑ 和解あっせん手続費用無料

まずは電話・メールでご相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様をサポートします!

フリーランス・トラブル110番

運営事業者: 第二東京弁護士会
運営にあたっては、フリーランスに関する関係省庁(内閣官房・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)と連携しています。

契約・支払い・業務内容など、働くことに関するトラブルが相談対象です。



0120-532-110

通話無料/受付時間 11:30~19:30 (土日祝日を除く)



help@freelance110.jp

対面やWeb(ビデオ通話)でのご相談も受け付けています

公式サイトはコチラ

<https://freelance110.jp>



公式サイトでは具体的な事例やご相談の流れなども掲載しています。

フリーランス・トラブル110番は、厚生労働省より第二東京弁護士会が受託して運営しています。

フリーランス・事業者間取引適正化等法 フリーランス・事業者間取引適正化等法 フリーランス・事業者間取引適正化等法 フリーランス・事業者間取引適正化等法 フリーランス・事業者間取引適正化等法 フリーランス・事業者間取引適正化等法

\\そこの\\ フリーランスのあなた!

フリーランスと取引するあなた!



新しい法律が

できました!

2023年5月公布・
2024年秋頃までに
施行予定

フリーランス・事業者間取引適正化等法

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、
フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と
フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的に制定されました。

フリーランスに対して業務委託する発注事業者には守るべき義務があります。

詳しくは各省庁の
特設ページへ



公正取引委員会
https://www.jftc.go.jp/-flaw_limited.html



中小企業庁
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>



厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

内閣官房
Cabinet Secretariat

 公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

 中小企業庁

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

職場での待遇に疑問を感じたら、労働局にご相談を ～チェックシートを使って確認しましょう～

対象者

パートタイム、アルバイト、契約社員で働かれている方

使用方法

現在働いている会社で、以下の7つの問にあてはまるものがあるかどうか確認してみましょう。

Q1

雇用された際や契約更新の際に文書で示された労働条件に、以下の項目がありますか？

- ・昇給の有無
- ・退職手当の有無
- ・賞与の有無
- ・相談窓口



ない そもそも文書で提示されていない

Q2

正社員と同じ仕事をしている場合、同じ研修や訓練を受講できますか？



できない

Q3

正社員と同じように、食堂、休憩室、更衣室などを利用できますか？



できない

Q4

正社員に転換するための機会がありますか？

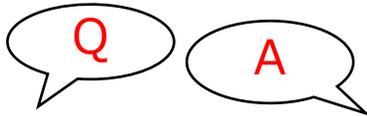


例：パート→正社員

ない

Q5

正社員との賃金や休暇制度の違いについて、社長や店長に尋ねると、説明してもらえますか？



ない

Q6

あなたと正社員との賃金や休暇制度の違いについて、相談できる窓口がありますか？



ない

Q7

雇用された際や契約更新の際に、賃金制度や教育訓練制度の内容について説明はありますか？

賃金制度
教育訓練制度



ない

1つでもチェックが付いたら、お近くの労働局で相談してみよう！
詳しくは裏面へ！



パートタイム・有期雇用労働法とは

1. 正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、**不合理な待遇差**は禁止されています。
2. 正社員との待遇差の内容や理由、待遇を決定するに当たって考慮した事項について、**事業主に対しいつでも説明を求めることができます。**
※説明を求めたことに対して不利益な取扱いをすることは禁止されています！
3. 職場でのトラブルについて**紛争解決援助**が利用できます。

事業主とのトラブルを抱えて困った時は

職場でのトラブルについて**紛争解決援助**が利用できます。

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）へご相談ください。職場のトラブル解決に向けたサポートをします。



労働者

事業主

自主的解決ができない場合

①都道府県労働局長による
助言、指導、勧告

②均衡待遇調停会議
調停委員による調停、調停案の受諾

援助事例：雇用環境・均等部（室）が企業に対して助言を行い、労働者には正社員と同様に通勤手当が全額支払われるようになった。

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

開庁時間 平日8:30~17:15

所在地一覧▶



	電話番号		電話番号		電話番号		電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU 1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU 2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU 3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE 1

株式会社ゆめの樹

洋菓子の製造・販売業

パート・アルバイト5名の時給を5.5%、正社員は中小企業退職金制度の掛け金を平均20%引き上げた。これらの原資を生み出すため業務改善助成金を活用して、シュリンクバッカー（熱縮包装機）を導入。長期の冷凍保存ができるだけでなく、廃棄処分も激減し、1カ月約10万円ものコスト削減にも結びついた。無駄と思われる固定費を削減しながら売上を伸ばし、利益を確保して従業員に還元するのは経営者の責任という。

COMPANY PROFILE

企業プロフィール

- 社所在地：熊本県八代市
- 従業員数：12名



CASE 2

栄研化学株式会社

医薬品・試薬等製造販売業

正社員を対象に、定期昇給を含めて平均で前年度比9.0%を超える年収の引き上げを実施。また、非正規雇用者には正社員に先立って時給を100円引き上げ、昼食補助手当支給や正社員へのキャリアアップ促進も強化。併せて、賃金・労働条件の改善について約2年にわたる労働組合との話し合いを経て、役割・職責に応じた報酬体系などを内容とする新人事・賃金制度を導入した。

COMPANY PROFILE

企業プロフィール

- 本社所在地：東京都台東区
- 従業員数：708名、連結754名（2023年3月31日現在）



CASE 3

南九施設株式会社

造園・土木工事業

生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金を活用し、手書きの紙媒体で管理していた顧客情報を電子化し、迅速な検索を可能とした。業務改善助成金による支援もあいまって、時給制の従業員の賃金を60円引き上げることができた。続いて、働き方改革推進支援助成金を活用し、ホワイトボードを電子化。進捗を現場から直接記入できるようになり、現場作業員が直帰できるようになるなど作業効率が向上。また、協力会社もホワイトボードを確認・編集可能な仕組みとしたため、電話業務も大幅に減ったという。

COMPANY PROFILE

企業プロフィール

- 本社所在地：鹿児島県鹿児島市
- 従業員数：19名



主な支援策の紹介

業務改善
助成金

キャリアアップ
助成金

ものづくり・
商業・サービス
補助金

IT導入補助金

賃上げ
促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

▶「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組みます。

106万円の壁
への対応

130万円の壁
への対応

配偶者手当
への対応

年収の壁・支援強化パッケージの
詳細はこちら



2024（令和6）年度 両立支援等助成金のご案内

仕事と育児・介護等が両立できる“職場環境づくり”のために、以下の取組を支援します!!

仕事と
育児・介護
等の
両立支援

男性の育児休業取得を促進!

仕事と介護の両立支援!

円滑な育児休業取得支援!

育児中の業務体制整備支援!

仕事と育児の両立支援!

仕事と不妊治療の両立支援!

1 出生時両立支援コース
(子育てパパ支援助成金)

2 介護離職防止支援コース

3 育児休業等支援コース

4 育休中等業務代替支援コース

5 柔軟な働き方選択制度等支援コース

6 不妊治療両立支援コース

1 出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)

中小企業事業主のみ対象

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

		支給額
①	第1種	1人目：20万円 ※雇用環境整備措置を4つ以上実施の場合 30万円 2人目・3人目：10万円
②	第2種	1事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合：60万円 2事業年度以内に30ポイント以上上昇した（または連続70%以上）場合：40万円 3事業年度以内に30ポイント以上上昇した（または連続70%以上）場合：20万円 ※ブラチナくるみん認定事業主は15万円加算

※第2種は1事業主につき1回限りの支給。

※第1種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース（育休取得時等）との併給はできません。

おもな
要件

① 第1種 (男性労働者の育児休業取得)

- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数実施
※1人目：2つ以上、2人目：3つ以上、3人目：4つ以上（産後パパ育休の申出期限設定状況で1つ追加の場合あり）
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備を実施
- 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する一定日数以上の育児休業を取得
※1人目：5日（所定労働日4日）以上、2人目：10日（所定労働日8日）以上、3人目：14日（所定労働日11日）以上

② 第2種 (男性の育児休業取得率の上昇等)

- 第1種の助成金を受給済である
- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数実施
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備を実施
- 第1種（1人目）の申請をしてから3事業年度以内に、男性労働者の育児休業取得率（%）の数値が30ポイント以上上昇
または
第1種（1人目）の申請年度に子が出生した男性労働者が5人未満かつ育児休業取得率が70%以上の場合に、その後の3事業年度の中で2年連続70%以上となる
- 第1種（1人目）の申請対象労働者以外で、男性の育児休業取得者が2人以上生じている



2 介護離職防止支援コース

中小企業事業主のみ対象

「介護支援プラン★」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

		支給額
①介護休業	休業取得時	30万円
	職場復帰時	30万円
	業務代替支援加算	新規雇用20万円、手当支給等5万円
②介護両立支援制度		30万円
個別周知・環境整備加算（AorBに加算）		15万円

※①②とも1事業主1年度5人まで

おもな要件

①介護休業

○休業取得時

- 介護休業の取得、職場復帰について、プラン作成による支援を実施する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、本人の希望等を確認・結果記録の上、プランを作成★
- 業務の引き継ぎを実施し、対象労働者が合計5日（所定労働日）以上の介護休業を取得

○職場復帰時 ※休業取得時と同一の対象介護休業取得者のみ対象

- 介護休業終了後にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録
- 対象労働者を原則として原職等に復帰させ、支給申請日まで3か月以上継続雇用

<業務代替支援加算> ※職場復帰時への加算

- 介護休業期間中の代替要員を新規雇用等で確保した場合（新規雇用）または、代替要員を確保せずに周囲の社員に手当を支給して業務を代替させた場合（手当支給等）に支給額を加算

②介護両立支援制度（介護のための柔軟な就労形態の制度）

- 介護両立支援制度の利用について、プラン作成による支援を実施する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、本人の希望等を確認・結果記録の上、プランを作成★
- 業務体制の検討を行い、いずれかの介護両立支援制度を対象労働者が合計20日以上（一部除く）利用し、支給申請日まで継続雇用

・所定外労働の制限制度	・深夜業の制限制度	・介護のための在宅勤務制度	・介護のためのフレックスタイム制
・時差出勤制度	・短時間勤務制度	・法を上回る介護休暇制度*1	・介護サービス費用補助制度*2

注）*1, 2の制度は利用期間が利用開始から6か月を経過する日の間に一定の要件を満たすことが必要

★介護支援プランは原則として対象労働者の介護休業/介護両立支援制度利用開始前に作成する必要がありますが、介護休業/介護両立支援制度の利用期間中に作成してもかまいません。（※介護休業/介護両立支援制度利用終了後に作成された場合は支給対象となりません。）

<個別周知・環境整備加算> ※介護休業（休業取得時）または介護両立支援制度への加算

- 受給対象労働者に、介護に係る自社制度の説明、介護休業の取得時の待遇の説明を資料で行う
- 社内の労働者向けに、仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備の措置を2つ以上講じる

3 育児休業等支援コース

中小企業事業主のみ対象

「育休復帰支援プラン★」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

		支給額
① 育休取得時		30万円
② 職場復帰時		30万円

※①②とも1事業主2人まで（無期・有期1人ずつ）

おもな要件

①育休取得時

- 育児休業の取得、職場復帰についてプラン作成による支援を実施する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、本人の希望等を確認・結果記録の上、プランを作成★
- 対象労働者の育児休業（引き続き休業する場合は産前休業）の開始日の前日までに、業務の引き継ぎを実施し、対象労働者が連続3か月以上の育児休業（引き続き休業する場合は産後休業を含む）を取得

②職場復帰時

※「①育休取得時」と同一の育児休業取得者のみ対象

- 対象労働者の育児休業中に職務や業務の情報・資料の提供を実施
- 育児休業終了前にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録
- 対象労働者を原則として原職等に復帰させ、申請日までの間6か月以上継続雇用

4 育休中等業務代替支援コース

中小企業事業主のみ対象

育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小企業事業主に支給します。

※①③は同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、出生時両立支援コース（第1種）、育児休業等支援コース（育児取得時）のいずれかと併用可能です。

	支給額	
①手当支給等（育児休業）	ABの合計額 （最大125万円）	A.業務体制整備経費：5万円 （育休1か月未満：2万円） B.手当支給総額の3/4（※1） ※上限10万円/月、12か月まで
②手当支給等（短時間勤務）	ABの合計額 （最大110万円）	A.業務体制整備経費：2万円 B.手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
③新規雇用（育児休業）	代替期間に応じた額を支給（※1） 最短：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円	
有期雇用労働者加算	10万円加算（※3）	

※1 プラチナくるみ認定事業は割増・加算あり
※2 ①～③全てあわせて1年度10人まで、初回から5年間支給
※3 育休取得者/短時間勤務者が有期雇用労働者かつ業務代替期間1か月以上の場合に加算

おもな要件

①手当支給等（育児休業）

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定
- 対象労働者が7日以上の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への手当等の支給（支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動）

②手当支給等（短時間勤務）

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定
- 対象労働者が育児のための短時間勤務制度を1か月以上利用し、支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への手当等の支給（支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動）

③新規雇用（育児休業）

- 育児休業を取得する労働者の代替要員を新規雇用または派遣受入で確保
- 対象労働者が7日以上の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 代替要員が育児休業中に業務を代替（業務を代替した期間に応じ、助成金支給額が変動）

5 柔軟な働き方選択制度等支援コース

中小企業事業主のみ対象

育児期の柔軟な働き方に関する制度（柔軟な働き方選択制度等）を複数導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度利用者を支援した中小企業事業主に支給します。

	支給額
制度を2つ導入し、対象者が制度利用	20万円
制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用	25万円

※1 事業主1年度5人まで

おもな要件

- **柔軟な働き方選択制度等**（下記）を2つ以上導入
- 柔軟な働き方選択制度等の利用について、プラン作成による支援を実施する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、本人の希望等を確認・結果記録の上、業務体制の検討や制度利用後のキャリア形成円滑化のための措置を盛り込んだプランを作成
- 制度利用開始から6か月間の間に、対象労働者が柔軟な働き方選択制度等を一定基準以上利用

制度名称	フレックスタイム制/時差出勤制度	育児のためのテレワーク等	短時間勤務制度	保育サービスの手配・費用補助制度	子の養育を容易にするための休暇制度/法を上回る子の看護休暇制度
導入すべき主な内容	始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定/始業・終業の1時間以上の繰り上げ・繰り下げ	勤務日の半数以上利用可能 時間単位利用可能	1日1時間以上の所定労働時間短縮 1日6時間以外の短縮時間も利用可能	一時的な保育サービスを手配し、サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助	有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度
利用実績の基準	合計20日以上制度利用			労働者負担額の5割以上かつ3万円以上、または10万円以上の補助	合計20時間以上取得

※異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。

※出生時両立支援コース（第1種）、育児休業等支援コース、育休中等業務代替支援コース、柔軟な働き方選択制度等支援コースについて、コースごと1回のみ加算

●自社の育児休業の取得状況（男性の育児休業等取得率、女性の育児休業取得率、男女別の育児休業取得日数）を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合に支給額を加算

6 不妊治療両立支援コース

中小企業事業主のみ対象

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者が利用した中小企業事業主に支給します。

※A、Bとも1事業主あたり1回限り。

	支給額
A 最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用	30万円
B Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得	30万円

おもな要件

A 最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用した場合

●企業トップが不妊治療休暇制度または両立支援制度（※）の利用促進についての方針を全労働者に周知

（※）所定外労働制限制度／時差出勤制度／短時間勤務制度／フレックスタイム制／テレワーク

- 不妊治療休暇制度・両立支援制度を就業規則等に規定し、労働者に周知
- 不妊治療と仕事との両立に関して、社内ニーズ調査を実施
- 両立支援担当者を選任し、相談に対応
- 対象労働者について、不妊治療両立支援プランを策定
- 対象労働者がプランに基づき不妊治療休暇制度または両立支援制度を合計5日（回）利用

B Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得した場合

- 不妊治療休暇を一つの年度内に対象労働者が20日以上連続して取得
- 対象労働者を原則として原職復帰させ、3か月以上継続雇用

長期休暇の加算

その他

中小企業の範囲 ▶ 中小企業事業主の範囲は、以下のとおりです。

小売業（飲食業含む）	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が50人以下
サービス業	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
卸売業	資本金または出資額が1億円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
その他	資本金または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下

※事業所内保育施設コースについては平成28（2016）年4月から新規計画の認定申請受付を停止しています。

◎支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

◎その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、会社所在地を管轄する都道府県労働局へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省 検索



★「介護支援プラン」「育休復帰支援プラン」について

労働者の介護休業や育児休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が作成するプランです。

- ・プランの作成の際には、厚生労働省HPに掲載している「介護支援プラン策定」マニュアル「育休復帰支援プラン」策定マニュアルを参考にしてください。
- ・プラン策定のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が中小企業に訪問し、企業のプラン策定を無料で支援しています。詳細はHPをご覧ください。

厚生労働省 両立プランナー 検索

愛媛労災特別介護施設「ケアプラザ新居浜」のご案内

ケアプラザとは？

- ▶ 全国に 8 か所ある労災専門の公的な介護施設です。
- ▶ 土地・建物は国が所有し、運営は厚生労働省から事業委託を受けた「一般財団法人 労災サポートセンター（<https://www.rousaisc.or.jp>）」が行っています。
- ▶ 「ケアプラザ新居浜」は、平成 13 年に、住友グループ発祥の地で四国有数の工業都市の愛媛県新居浜市に開設され、温暖な気候の瀬戸内海近くに位置しています。

施設の特徴は？

- ▶ 最大 84 人の入居者が、介護・食事・入浴等のサービスを受けながら生活できます。
- ▶ 約 30 m²の個室に、ベッド、バス（一部シャワーのみ）、トイレ、洗面所、簡易キッチン、ナースコールを完備しています。また、重篤な入居者のため、常時介護に対応できる多床室（4 人部屋）も設置しています。
- ▶ 看護師が 24 時間体制で常駐し、介護士等とともに計画的な介護サービスを提供します。また、専任の栄養士と療法士を配置し、適切な栄養管理やリハビリを行います。
- ▶ 労災特有の障がいや傷病等に対応した介護ノウハウの蓄積があります。また、労災に知見のある愛媛労災病院等と連携し、必要な医療にもスムーズにつながります。

誰が入居できる？ 費用は？

- ▶ 労災保険の障害等級または傷病等級が 1 級から 3 級の労災年金受給者で、居宅での介護が困難と認められる方が入居できます（60 歳以上で障害等級が 4 級の労災年金受給者で、居宅介護困難な方は、特例的に入居が認められる場合あり。）。
- ▶ 費用は、施設利用料（部屋代、食費、光熱水費等）と介護費の合計額です。
- ▶ 施設利用料は、入居者の年収と、扶養親族の人数に応じ、次のとおりです。

年収（円） ～代表例～	個室の施設利用料（円・月額） 令和 5 年 10 月 1 日改定後の料金			
	扶養親族なし	扶養 1 人	扶養 2 人	扶養 3 人以上
1,200,000	62,000	36,000	36,000	36,000
1,600,000	79,000	46,000	46,000	36,000
2,000,000	115,000	62,000	46,000	46,000
2,800,000	154,000	79,000	62,000	62,000
3,000,000	176,000	97,000	79,000	62,000
3,400,000	198,000	115,000	79,000	79,000

- ▶ 介護費は、いったんご負担いただきますが、後日、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から支給されるため、実質的な負担はありません。

当施設についてお尋ねになりたいことがあれば、下記問合せ先まで。

★所在地 〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島 1 丁目 3 - 12

★問合せ 0897-67-1122 総務課（月～金 8:30～17:30）

→公式 Facebook



ポリテクセンター愛媛 7月期生募集

《概要》

再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につけるため、ポリテクセンター愛媛を会場に職業訓練を実施しており、令和6年度7月期生を募集します。

《募集内容》

- 募集科名 「機械CAD/NC科」
「溶接ものづくり科」
「電気設備技術科」
「住宅・福祉リフォーム科」
「住環境コーディネーター科」
- 訓練期間 6ヵ月（令和6年7月2日～）
- 募集期間 令和6年5月8日～6月3日
- 受講対象者 雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦等を受けられる方
- 受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

お問い合わせ先

ポリテクセンター愛媛 松山市西垣生町2184

TEL 089-972-0329（訓練課）

<https://www3.jeed.go.jp/ehime/poly/>

